

第6次

豊明市総合計画

策定委託業務

公募型プロポーザル実施要領

行政経営部 企画政策課

2023(令和5年)年10月

## 第6次豊明市総合計画策定委託業務プロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

豊明市では、第5次豊明市総合計画の計画期間終了を令和7年度に控え、令和8年度以降の市政運営の方針となる次期総合計画を策定することとしている。

本業務では、現行計画に基づいた市政運営の成果や課題、社会情勢の変化等を的確に捉えるとともに、より成果志向型の総合計画とするため、本市に適した手法の企画提案や、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等と一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

### 2. 業務の概要

- (1) 委託業務名 第6次豊明市総合計画策定委託業務
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から2026(令和8)年3月31日まで
- (4) 費用の上限 総額 22,211千円(消費税及び地方消費税を含む。  
※ただし、令和5年度に契約し、支払いは令和6年度以降とする。  
※上記金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この上限額を超える提案は、提案内容に係わらず無効とする。

### 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5年度の豊明市入札参加資格者名簿に登載されている者で、当該委託業務の公募の日から契約候補者決定の日までの間に、国又は、愛知県内の地方公共団体において指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 愛知県内において過去5年間(平成30年度～令和4年度)に、地方公共団体発注の総合計画策定に係る業務の履行実績があること。
- (4) 当該委託業務の公募の日から契約候補者決定の日までの間に、豊明市暴力団排除条例(平成24年豊明市条例第24号)に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 4. スケジュール

	日程	項目
申 込	10月2日(月)	プロポーザルの公募開始(市HPにて)
		質問受付開始
	10月6日(金)	オンライン説明会(予定:午前10時~)
	10月13日(金)	質問締め切り期限(午後5時まで)
	10月18日(水)	質問と回答の公表(市HPにて)
審 査	10月25日(水)	企画提案書提出期限(午後5時まで)
	11月1日(水)	一次審査(書類審査)
	11月6日(月)	二次審査参加資格の通知(電子メールにて)
	11月13日(月)	補足資料提出期限(午後5時まで到着分)
		プレゼン備品の確認
	11月16日(木)	二次審査(プレゼンテーション 午後予定)
	11月20日(月)	審査結果の通知(電子メールにて)
		審査結果の公表(市HPにて)
候補者と契約手続き		

#### 5. 公募に対する質問

当該委託業務に関して、質問がある場合は、以下の方法により提出すること。

##### (1) 提出期限

令和5年10月13日(金)午後5時まで

##### (2) 提出方法

あいち豊明市電子申請・届出システムにアクセスし、必要事項(事業所名、担当者名等)及び質問内容を入力すること。

なお、上記以外の方法による質問には回答しないものとする。

あいち豊明市電子申請・届出システム URL

[https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyoake-aichi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=79525](https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyoake-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=79525)



##### (3) 回答方法

質問者の事業所名等を伏せた上で、令和5年10月18日(水)までに市ホームページ(企画政策課内)にて公表する。

## 6. オンライン説明会について

説明会への参加を希望する事業者については、令和5年10月5日(木)午後3時までにメールで [kikaku@city.toyoake.lg.jp](mailto:kikaku@city.toyoake.lg.jp) へ参加希望の連絡をするとともに、末尾記載の問合せ先にメールを送信した旨の電話連絡を行うこと。

市は、参加を希望する事業者へオンライン説明会(Zoom)の会議 URL、ミーティング ID、パスコードを令和5年10月5日(木)午後5時までに送付する。

※オンライン説明会における質問については、「5. 公募に対する質問」の手順によるものとする。

## 7. 企画提案書等の提出方法

### (1) 受付期間

令和5年10月2日(月)から令和5年10月25日(水)午後5時まで

### (2) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	規格	備考
1	参加申込書	A4	
2	業務経歴書	A4	
任意	計画見本(抜粋)	—	・他自治体で策定済みの計画書(総合計画)から、基本構想及び基本計画のレイアウトやデザインのイメージが分かるページを一部抜粋すること。 ※企画提案書に基づいて、提案したいイメージがある場合は、ページを追加することも可とする。
3	配置予定体制調書	A4	
任意	企画提案書	A4	・審査項目について必ず提案を行うこと。 ・A4 判で 20 頁以内とする。 ※A3 判は A4 の 2 ページ分とする。
任意	業務工程表	A3	・3か年分 ・それぞれの分担を明示すること
任意	見積書	—	・3 か年度分 ・積算の内訳を記載すること

※ 指定の様式は、市ホームページからダウンロードすること。

※ 任意様式については、文字の大きさや説明に図面等用いて分かりやすい表現に努めること。

### (3) 提出方法

あいち豊明市電子申請・届出システムにアクセスし、必要事項の入力及び(2)で示した書類を添付すること。(押印不要)

**あいち豊明市電子申請・届出システム URL**

[https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyoake-aichi-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=82090](https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyoake-aichi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=82090)



**8. 一次審査(書類審査)**

参加資格者から期限までに適正に提出された提案が 3 社を超える場合は、別紙審査実施要領により審査員(5名)の書類審査を行い、上位 3 社程度を選考する。

**9. 二次審査(プレゼンテーション)**

一次審査で選考された事業者による、審査員(市幹部6名)へのプレゼンテーションを行い、最高評価の1事業者を契約候補者とする。

- (1)日時・会場 11月16日(木)午後(詳細は別途通知する)
- (2)出席者 3名以内 管理責任者は必ず出席のこと
- (3)実施方法 プレゼンテーション20分以内 質疑応答10分以内
- (4)使用備品 プレゼンテーションの際に、スクリーン及びプロジェクターは、市で用意するが、それ以外の備品は、11月13日(月)までに相談のうえ各自で用意すること。
- (5)補足資料 一次審査用資料を活用するための補完する資料につき、追加資料を認める。  
【提出期限11月13日(月)午後5時まで】  
※ A4 判 5 枚以内、電子メールでの提出とする。

**10. 問合せ先(担当課)**

豊明市 行政経営部 企画政策課 政策推進係  
〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1  
TEL:0562-92-8318(直通) E-Mail:kikaku@city.toyoake.lg.jp